

わたしたちの健康をまもる

国民健康保険

第1期の納期限は7月2日(月)

照会先
国保年金課国保係 ☎23-7701

皆さんが病気やけがをした時にかかる医療費は、国民健康保険税(国保税)でまかなわれています。国保税は、皆さんの健康を守る大切な財源です。国民健康保険(国保)を健全に運営するため、国保税の納付は、納期限までにお願ひします。

●国保税の決め方

国保税は、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の合計が世帯に課税されます。(表1)

●国保税は資格のある月から月割で

国保税は、他市町村から転入したときや、他の健康保険の資格を喪失したときは、その日から国保に加入し、その月から計算します。また、他市町村へ転出したときや、他の健康保険に加入したときは、前月までの額となりますので、変更があった場合は、必ず国保年金課または各地域事務所へ届け出てください。

●国保税の納め方

国保税は、世帯主が納税義務者となり、税額は、国保加入世帯員の合計額になります。

納税通知書は、6月17日付で世帯主

の方へ発送します。納期は10回です。納付が遅れますと、延滞金などが発生します。必ず納期限を守ってください。

また国保加入者全員が、65歳から74歳までの世帯の場合は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。

(注)年金の年額が18万円以上で、国保税と介護保険料を合わせて年金額の2分の1を超えない場合に特別徴収となります。また、保険税の滞納がない場合は、申し出により口座振替での納付もできます。

●便利な口座振替で

国保税納付には、納め忘れない口座振替が便利です。口座振替を希望される方は、各金融機関窓口でお申し込みください。

なお、世帯主を変更された場合は振

替ができなくなりますので、改めて届け出をしてください。また、残高不足などで振替ができなかった分は、再度の振替ができませんので、納期前に必ず残高を確認してください。

●国保税の減額制度

前年の所得がなかったり、所得が一定の基準以下の世帯では、「世帯割」「平等割」が一定の割合で軽減されます。(表2)

倒産・解雇などによる離職や雇止めによる離職の方で失業保険等給付を受ける方は、前年の給与所得を100分の30とみなします。該当される方は、申請が必要です。(表3)

●国保税の納付にお困りの方はお早めにご相談を

災害のときなど特別な事情で保険税

夜間納税相談			
24年 6月	15日(金)	28日(木)	
7月	17日(火)	30日(月)	
8月	17日(金)	30日(木)	
9月	18日(火)	27日(木)	
10月	15日(月)	30日(火)	
11月	15日(木)	29日(木)	
12月	14日(金)	27日(木)	
25年 1月	15日(火)	29日(火)	
2月	15日(金)	26日(火)	
3月	15日(金)	28日(木)	

平成24年度国保税納期	
第1期	7月2日(月)
第2期	7月31日(火)
第3期	8月31日(金)
第4期	10月1日(月)
第5期	10月31日(水)
第6期	11月30日(金)
第7期	12月25日(火)
第8期	1月31日(木)
第9期	2月28日(木)
第10期	4月1日(月)

の納付が困難になった場合は、減免や分割納付が認められることがあります。ので、納付相談をしてください。
毎月夜間納税相談を午後6時から午後8時30分まで行っていますので、ご利用ください。



(表1)

○国保税は、前年の所得によって決まります。

区分	所得割	資産割	均等割 (1人当たり)	平等割 (1件当たり)	限度額
医療給付分	4.55%	19.40%	21,000円	24,000円	51万円
後期高齢者支援金	1.80%	8.80%	7,200円	8,800円	14万円
介護納付金 (40歳~65歳)	1.00%	5.00%	7,000円	4,900円	12万円

国保税

国保税の 軽減

- 軽減判定は、国保税の所得割額の計算とは次のものが違います。
 - ・国保加入者の中に所得の未申告者がいる場合は、軽減の対象となりません。
 - ・所得の合計は、国保加入者でない世帯主（擬制世帯）の所得も含みます。
 - ・国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行した場合、世帯に異動がない限り、国保加入者とみなします（最長5年間）。
 - ・65歳以上の公的年金を受給している方は、所得から最高15万円を控除します。
 - ・事業専従者控除は適用しませんが、専従者給与は無いものとしします。
 - ・譲渡所得の特別控除は、適用しません。

※軽減判定は4月1日（年度途中加入世帯はその加入日）の世帯主と国保加入者の合計所得と、世帯の国保加入者数に応じて判定します。年度途中に加入者数の増減があっても軽減判定を見直すことはありません。（年度初めの加入者数に増減があった場合は見直されます）

（表2）

所得の条件	軽減率
世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が33万円以下	7割
世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が33万円+24万5千円×（世帯主を除いた国保加入者の人数）以下	5割
世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が33万円+35万円×国保加入者の人数以下	2割

非自発的 失業(離職)者 の軽減

○平成21年3月31日以降に離職された雇用保険の「特定受給資格者」や「特定理由離職者」として失業給付を受ける方を対象に前年の給与所得を30/100として計算します。

平成22年度の国保税より適用し、軽減期間は、国保加入日（離職の翌日）から翌年度末までの期間です。

雇用保険離職理由コード

（表3）

種類	コード	理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由資格者	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

後期高齢者医療医療制度創設に伴う経過措置

①国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国保に加入する場合



○国保税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

○国保の被保険者が1人となる場合には、5年間平等割が半額になります。

②75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65～74歳）が国保に加入する場合



○新たに国保に加入し、国保税を納めることになった方について申請していただければ均等割が半額になります。また、被保険者が1人の場合は、世帯割も半額になります。